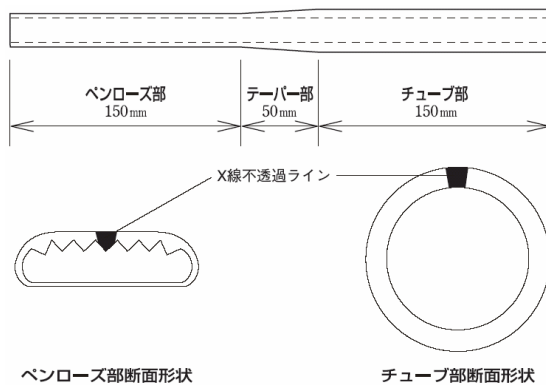


機械器具 51 医療用嘴管及び体液誘導管
管理医療機器 滅菌済み体内留置排液用チューブ及びカテーテル 70306000
テーパードレーン

再使用禁止

【禁忌・禁止】
再使用禁止

【形状・構造及び原理等】



材質：シリコーンゴム

* **【使用目的、効能又は効果】**

手術創より滲出する血液、体液等を体外に排出する留置ドレーンとして使用する。

【操作方法又は使用方法等】

- **1. 術後、熟練した医師により滲出液等の最も貯留しやすい部位にドレーンチューブの先端を留置する。
2. 皮膚刺入部はできるだけ背側に近い部位とし、誘導を円滑にする。
3. ドレーンチューブの固定は、皮膚刺入部で皮膚に（1針かけて）固定した縫合糸を用い、ドレーンチューブの上から2～3重巻いて固定する。
尚、ドレーンチューブは1～2cmの可動性がつく程度にゆるみをもたせたほうがよい。
4. 閉鎖式ドレナージを行なう場合は、ドレーンチューブ後端部の接続管に排液バッグ又は低圧持続吸引器を接続する。

【使用方法に関連する使用上の注意】

- ドレーンチューブにメス、はさみ等で傷を付けないこと。[切断の恐れがある。]
- 皮膚固定する際、ドレーンチューブに直接針糸をかけないこと。
- 排液バッグや低圧持続吸引器と接続する場合は、接続部を滅菌テープ等で巻いて補強すること。

- 併用する医療機器については、その医療機器の添付文書に従って使用すること。

【使用上の注意】

【不具合・有害事象】

有害事象

術後、以下の有害事象が発生する可能性がある。

異物作用、逆行性感染、癒着、イレウス、創の癒痕

【その他の注意】

- 本品または包装に破損等の異常が認められる場合は使用しないこと。
- 滅菌包装開封後は直ちに使用し、使用後は医療廃棄物として処分すること。

【貯蔵・保管方法及び使用期間等】

- 水濡れと直射日光避け、涼しく乾燥した場所で保管すること。
- *2. 外箱に使用期限を記載 [自己認証（当社データ）による]。
使用期限切れのものを使用しないこと。

【包装】

10本/箱

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称及び住所等】

【製造販売元】

名 称：株式会社カネカ

住 所：〒530-8288 大阪市北区中之島3-2-4

電話番号：06-6226-5256

【製造元】

名 称：株式会社カネカメディックス

住 所：〒530-0005 大阪市北区中之島3-2-4

【販売元の氏名又は名称及び住所等】

名 称：株式会社カネカメディックス

住 所：〒530-0005 大阪市北区中之島3-2-4